

## 「企業従業員の出産手当金支給方法の最適化に関する通知」

広東省医療保険局は、「企業従業員の出産手当金支給方法の最適化に関する通知」（粵医保發〔2025〕32号）を発行し、2025年12月1日（当日含む）より、出産手当金の支給条件を満たす被保険者従業員は、原則として本人の申請に基づき、医療保険経営機関が手当金を直接個人に支給できることを明確にしました。

新旧政策の対比は以下の通りです。

比較項目	旧政策（2025年12月1日以前）	新政策（2025年12月1日以降）
支給方法	医療保険経営機関 → 雇用主 → 従業員個人（雇用主経由の支給）	医療保険経営機関 → 従業員個人口座（直接支給）
申請主体	雇用主が一括申請	従業員本人が申請
待遇計算の原則	「高い方の金額を適用」 産休期間中の給与と出産手当金を比較し、高い方の金額を支給	変更なし。 引き続き「高い方の金額を適用」の原則に従う
雇用主の責任	1. 従業員に代わって出産手当金を申請。 2. 手当金を受領し、従業員に転送。 3. 産休期間中の給与が手当金を上回る場合、差額を補填する必要がある。	1. 手当金の代行申請や転送は不要。 2. 責任の核心は集中：従業員の元の給与基準が医療保険局支給の手当金を上回る場合、差額を必ず補填しなければならない。

今回の新政策は、広東省が出産保険サービスを最適化する重要な一步であり、手当金の支給プロセスをより便利で透明にし、同時に、従業員の産休期間中の待遇を保証するという雇用主の責任を強化することが見込まれています。

注意点として、手当金が直接個人に支給された後も、産休期間中の元の給与基準が出産手当金を上回る従業員については、引き続き雇用主が差額を補填する必要があります。医療保険部門は雇用主の主体的責任を明確にしており、例えば広州市と深圳市の医療保険局はいずれも、雇用主は被保険者従業員の産休給与と出産手当金の計算調整を適切に行い、法的に差額を補填しなければならないと規定しています。

データによりますと、2025年上半期（1月～6月）に広東省全体で出産保険の給付を受けた延べ人数は499万人に達し、1回あたりの平均出産手当金は21,305元であったことが示されています。

上記内容についてのお問合せは、広州マイツまでご連絡ください。



WeChat アカウントはこちら